

児童発達支援事業 利用契約書

社会福祉法人東の会
こども広場ワンダーステップ

こども広場ワンダーステップ（以下「事業所」とします。）の利用を希望する児童（以下「利用児童」とします。）の保護者（以下「保護者」とします。）と社会福祉法人東の会（以下「事業者」とします。）とは、事業所が提供する児童発達支援事業について、次の通り契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用児童に対して事業所が提供するサービスの内容などについて、児童福祉法にもとづいて定めたものです。

（提供するサービス）

第2条 事業所は、「重要事項説明書」に記載された児童発達支援事業のサービスを、利用児童に提供します。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、 年 月 日から利用児童の障害児通所給付費支給期間満了日までとします。

2 障害児通所給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されます。

（利用料金）

第4条 事業者が提供するサービスの利用料とその他の料金は「重要事項説明書」に記載されています。

2 保護者は、利用児童が事業所からサービスを受けたときには、市町村が定めた利用者負担額を事業所に支払います。また、サービスに必要なその他の料金を事業所に支払います。

（料金の支払い等）

第5条 保護者は、利用児童がサービスを受けた場合に、利用料金を月ごとに支払います。

（児童発達支援計画の作成）

第6条 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の原案を作成します。

2 作成した原案は、利用児童およびその保護者に対して説明し、同意を得た上で児童発達支援計画として決定します。

（児童発達支援の提供）

第7条 事業者は、児童発達支援計画に基づいてサービスを提供します。

（モニタリング）

第8条 児童発達支援管理責任者は、6ヶ月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行います。

（事業者の基本的義務）

第9条 利用児童がその能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な指定サービスを適切に行います。

2 事業者は、保護者および利用児童の意思と人格を尊重し、常に保護者および利用児童の立場に立って、サービスを提供します。

（損害賠償）

第10条 事業者は、サービス中に利用児童に事故が起きた場合、保護者や関係市町村等に連絡をし、すぐに必要な手立てを行います。

2 事業者は、指定サービスを提供する時に、事業者の責任によって利用児童または保護者に損害を与えた時には、その損害を速やかに賠償します。

3 利用児童または保護者が、故意または過失により、事業者に損害を与えた場合には、事業者は損害賠償を請求します。

(契約の終了事由)

第 11 条 保護者、利用児童および事業者が、下記のいずれかの事由に該当した場合には、本契約は終了となります。

- (1) 保護者または利用児童が死亡した場合
- (2) 事業所が廃止された場合
- (3) 市町村が、利用児童の事業所における指定サービス利用の必要がないと決定した場合。
- (4) 地震や火事、台風などの天災等により、事業所を利用できなくなった場合。

(保護者からの契約解除)

第 12 条 保護者は、いつでも本契約を解除することができます。

(事業者からの契約解除)

第 13 条 事業者は、利用児童または保護者が法令違反、サービス提供を妨害する行為を行った場合、この契約を解除することができます。

(協議事項)

第 14 条 この契約で定めていない事柄については、児童福祉法およびその他関係法令に従い、保護者と事業者が話し合い、解決するものとします。

契約が成立したことの証として、本契約書を 2 通作成、保護者および事業者が記名し、各自がその 1 通を所持します。

年 月 日

保 護 者 住 所 : _____

氏 名 : _____

事 業 者 住 所 : 神奈川県相模原市中央区下九沢 9 8 0

名 称 : 社会福祉法人東の会

代表者 : 理事長 今井 徹